

第14回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年1月8日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分

閉 会 時 刻 午前9時35分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第14回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。それでは、第14回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第14回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、11番議席 藤田一房委員と、1番議席 小川太一委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、日程第2 報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」及び日程第3 報告第30号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。
事務局	事務局の説明をお願いします。 日程第2 報告第29号

		<p>農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があつたので報告する。令和3年1月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたもののは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、8件、12筆、面積17,767m²であることを報告します。</p>
日程第3 報告第30号		<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があつたので報告する。令和3年1月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>
(日程第4)	議長	<p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は所有権1件、1筆、581m²です。目的は資材置場です。万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任をもって処理するとされております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 第29号については、合意解約によるものです。第30号については、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。これら報告事項について、質問等ありましたらお願ひします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 続きまして、日程第4 議案第72号「農地法第3条の規定による</p>

	<p>許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転) があったので議決を求める。令和3年1月8日提出 いなべ市農業 委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、5件、6筆、面積2,258.91 m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <47番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の農用地の田 です。 諾受人である員弁町宇野の [REDACTED] が、四日市市の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、270m²を売買により譲り受け る申請です。 <48 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の農用地の田 です。 諾受人である員弁町宇野の [REDACTED] が、岐阜市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,551m²を売買により譲り受け る申請です。 <49 番案件>の申請地は、藤原町日内地内の畠です。 諾受人である名古屋市の [REDACTED] が、四日市市の [REDACTED] が 所有する議案書に記載の1筆、191m²を売買により譲り受ける申 請です。なお、この案件は空き家バンクに登録されている物件で あり、「農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定により定める別 段面積」に該当します。この場合、農地の取得許可要件は農地の 合計面積が1m²以上になります。 <50 番案件>の申請地は、大安町片樋地内の畠です。 諾受人である大安町片樋の [REDACTED] が、大安町片樋の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、25.91m²を売買により譲り受 ける申請です。 <51 番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。 諾受人である大安町石榑南の [REDACTED] が、四日市市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、221m²を贈与により譲り受ける 申請です。</p>

	<p>以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することいたします。</p>
(日程第5) (日程第6)	<p>続きまして、日程第5 議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第6 議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので意見を求める。令和3年1月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、6件、12筆で7,651m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><65番案件>の申請地は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、みなみ整形外科とどんぐり診療所が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>譲受人である愛知県安城市の[REDACTED]が、大安町石榑東の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、3,500m²を、一体利用地の宅地3,155.49m²を含む6,655.49m²を運送会社駐車場用地及び調整池へ転用したい旨の計画です。工事計画として</p>

は、取水は上水道、污水排水は雨水排水と同様、場内に側溝を設置し調整池へ集水後、自然浸透させます。満水時には、調整池北西角の集水樹から既設排水路への放流で対処します。土地造成は盛土、切土を行い、駐車場敷地はアスファルト舗装、調整池は砂利敷きとします。隣接地との境界には、土留めブロック及びU字側溝を設置し、土砂の流出等がないようにいたします。

なお、転用面積3,000m²を超える案件であるため、1月5日に農業委員会ネットワーク機構に意見を聞くため、三重県農業会議担当委員同席のもと現地調査を行っております。

<66番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大安町梅戸の[REDACTED]が、大安町梅戸の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、933m²を駐車場施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は30cmの盛土を行い、碎石を敷いた後に整地し、周囲をコンクリートブロックで施工します。取水はなしで、污水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

<67番案件>の申請地は、藤原町東禪寺地内の畠です。農地区分は、東藤原駅から300m以内にあるため、第3種農地です。

譲受人である菰野町の[REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、340m²を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。雑種地としてすでに利用していますので、始末書が提出されております。土地造成は整地を行い、周囲は既存のコンクリートブロックで土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は浸透枡に放流します。

<68番案件>の申請地は、北勢町塩崎地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である兵庫県宝塚市の[REDACTED]が、北勢町塩崎の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、676 m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水はなし、污水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

<69番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である愛知県小牧市の[REDACTED]が、北勢町川原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の4筆、1,222m²を太陽光発

電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水はなし、汚水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

<70番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である石川県白山市の[REDACTED]が、北勢町川原の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、980m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水はなし、汚水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

続きまして、日程第6 議案第74号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があつたので意見を求める。令和3年1月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、8筆で面積1,998m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<22番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。農地区分は第2種農地です。

借り人である大安町南金井の[REDACTED]が、大安町南金井の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、492m²を一般個人住宅施設へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は浄化槽にて処理後、雨水排水と併せて道路対岸の河川へ放流します。

<23番案件>の申請地は、員弁町市之原地内の田です。農地区分は第2種農地です。

借り人である愛知県碧南市の[REDACTED]
[REDACTED]が、愛知県半田市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の5筆、1,127m²を太陽光発電施設へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。原野及び山林としてすでに利用していますので、始末書が提出されております。土地造成は整地を行い、取水はなし、汚水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

<24番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畠です。農地区分は第1種農地です。

	<p>借り人である桑名市の[REDACTED]が、大安町南金井の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、379m²を一般個人住宅へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。敷地外周には工作物を設置し、雨水の越流がないよう留意します。すでに雑種地として利用していますので、始末書が添付されています。</p> <p>以上5条所有権移転6件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、1月5日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」6件、及び議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p>

		<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第7 議案第75号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第75号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあつたので議決を求める。令和3年1月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は3件、4筆、4,212m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><40番案件>の申請地は、藤原町日内地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、四日市市の[REDACTED]で、昭和54年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><41番案件>の申請地は、員弁町平古地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、桑名市の[REDACTED]で、昭和60年から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><42番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町鍋坂の[REDACTED]で、昭和63年から山林及び宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
	議長	非農地証明につきまして、何か質問はありますか。

		特に無いようですので、議案第75号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。
		議事については、以上です。
5 その他	議長	その他でございますが、委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	議長	よろしいでしょうか。次回は、2月3日午前9時から現地調査です。14番山田委員と15番藤田委員は出席をお願いします。2月10日(水)に委員会となりますので、よろしくお願ひします。
6 閉会の宣言 【午前9時35分閉会】	議長	これをもちまして、第14回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
